

令和6年度 第7回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和7年2月14日(水) 11時00分～11時25分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室
- 3 出席委員
公益代表 恒岡 純子 前田 茂樹 安井 広伸
労働者代表 石田 司郎 片山 智成 廣瀬 純子 前田 良彦
使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 松井 寿人

4 議題

- (1) 特定(産業別)最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について
- (2) その他

5 開会

(指導官)

只今から令和6年度第7回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

先ず、出席委員の確認につきましてでございますが、本日は、公益代表委員の三好委員、西川委員、また、労働者代表委員の佐橋委員、使用者委員の山本委員から欠席というご連絡をいただいております。

以上により、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしていますので有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは開会に先立ちまして、三重労働局長からご挨拶申し上げます。

(局長)

おはようございます。

本日はご多用にも関わらず、令和6年度第7回三重地方最低賃金審議会にご出席誠にありがとうございます。

本年度最後の審議会となります。委員の先生方におかれましては、最低賃金のご審議におきましてこの1年間精力的にご議論をいただきまして本当にありがとうございました。

また、今回53期委員ということでいらっしゃいます。任期が今年度いっぱいということでございますので2年間誠にありがとうございました。

最低賃金につきましては、昨年の総合経済対策におきまして、適切な価格転嫁と生産性向上支援によって最低賃金の引上げを後押し、2020年代に全国平均に1,500円という高い目標の達成に向けたゆまぬ努力を継続するということと、今後とも地

域別最低賃金の最高額に対する最低額を引き上げるなど、地域間格差の是正を図るということとされています。

まだ今後の議論ということになります。令和7年度の最低賃金審議会の議論も、今年度よりも増して厳しい中でご審議いただくことになるのではないかと考えておりまして、委員の皆様におかれましては、多大なご負担をおかけすることになるかと思いますが、何卒十分な審議をよろしくお願い申し上げたいと思います。

先日、私、東京に出張いたしました。労働局長会議に出席してまいりました。そこで来年度7年度の予算案の説明がございました。来年度も厚生労働省の主要施策としては、賃金引上げに向けた環境整備、これを最重点に位置付けておりまして、この支援策といたしまして、これまで業務改善助成金を主として我々もケアさせていただきましたし、迅速な審査を心がけてきたところでございますが、来年度この制度を拡充いたしまして、「賃上げ」支援助成金パッケージと銘打ってPRすることとなりました。これは、業務改善助成金に加えまして、例えば、働き方改革支援助成金ですとか、人材確保助成金などの拡充も今回盛り込んでおります。予算案成立後は、このパッケージ全体での周知を行うこととなると思いますし、複数種の助成金との組み合わせということになりますので、こういった助成金が活用できるのかとか、どのような組み合わせができるのか。助成金に関してのアドバイス、支援等もこれから重要となってくるかと思っております。

引き続きのご協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(指導官)

それでは、これより議事に入りますが、議事進行は運営規程により会長に行ってくださいことになっておりますので、安井会長、よろしくお願いいたします。

6 議 事

(1) 特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について

(会 長)

委員の皆様には、本日またご多用の中、本審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

ついこの間年が明けたかと思いましたが、もう2月の半ばになってしまいました。あっという間に1ヶ月半が過ぎてしまったようですが、昨年のお正月には能登半島地震という大きな災害がございましたが、今年は比較的穏やかなお正月、1月だったかなと思っていたところ、先日来、北陸東北の方では大豪雪に見舞われて、これも地球温暖化の影響ではないかと言われておりますが、想定外のことがやはり今年も起こってくるのだらうなと感じたところでございます。世界では、アメリカのトランプ大統領が1月に就任され、大統領の発言によって、世界中がすったもんだ色々

しておるところでございます。これも大きなリスク要因かなと思えますし、国内に目を向けてみますと、インフレ状況が続いて諸物価の高騰、実質賃金もなかなか上がってこないという状況、また、金利面で見ますといよいよ金利のある社会になってまいりました。色々な面で変わる中で、賃金上昇というのも先程の局長のご挨拶にもありましたけれども、持続した賃上げをしていくということで政府は非常に旗を振っております。2020年代に最低賃金1,500円というのも先程局長のご挨拶の通りでございます。このような状況の中で我々の審議、益々難しくなってくると思えますけれども、本日は今年令和7年度の最低賃金に向けて、特に特定（産業別）最低賃金の申出の取り扱いについてのご審議をいただくことになっております。よろしく願いいたします。

それでは、只今から令和6年度第7回三重地方最低賃金審議会を開催いたします。

議事（1）特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について、資料が配布されておりますので、事務局から、説明をお願いします。

（室 長）

それでは、私からご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

「令和7年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について（案）」でございます。

令和7年度における特定（産業別）最低賃金の審議方法等について、例年どおり、円滑な審議に資するため、この取扱いを定めさせていただきたいと思えます。

内容は、

- 1 特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申出の意向表明について
- 2 特定（産業別）最低賃金の決定等の申出について
- 3 特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性の有無について

の3項目からなっております。

例年どおりの内容となっておりますが、これらの項目についてご説明いたします。

先ず、「特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の意向表明」についてですが、令和7年度において特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申出を行う場合には、申出者はあらかじめ、その意向を当審議会又は三重労働局長に対して表明していただき、そして、局長に対し意向表明がなされたものにつきましては、局長は審議会に報告を行うということでございます。

意向表明については、正確を期するために、書面により行うという「方法」でお願いし、その期限としましては、令和7年3月21日（金）までとさせていただきますと考えておりますので、ご検討をお願いしたいと思います。

意向表明には、申出者、申出の内容、申出の理由を記載するというところでございます。

次に、「特定（産業別）最低賃金の決定等の申し出」についてでございます。
局長宛てに行う場合の申出期限でございますが、事務局としましては、令和7年7月4日（金）までにさせていただきたいと考えております。

併せて、ご検討をよろしくお願いいたします。

資料2は、「令和7年度 申出産業の事業場数及び従業者数」となっております。
以上でございます。

（会 長）

只今、令和7年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申出の取扱い等について、事務局からご提案をいただきました。

この取扱いは、当審議会の円滑な運営を図るため例年定めているものでございます。

意向表明の期限は 3月21日（金）、申出の期限は7月4日（金）との提案をいただきました。

この日程も含めまして、何かご意見ご質問ございますでしょうか。

はい、廣瀬委員。

（廣瀬委員）

資料の令和7年度の申出産業の事業場数及び従業者数についてですがよろしいでしょうか。

（会 長）

はい。

（廣瀬委員）

昨年と比較しますと、特に5番目の電子部品・デバイスのところが、昨年度と比べますと6,000人程多くなっている労働者数となっているんですけども、こちらのほうが増えた理由、特に目立った動きがあれば教えていただけましたらと思います。

（室 長）

では、事務局より回答させていただきます。

こちらの資料なんですけれども、令和3年経済センサス、活動調査等を基に作成をさせていただいております。作成時にももちろん点検させていただいております、特に数字のおいての誤りというのはございません。

経済センサスの母集団のデータベースは、毎年最新情報に更新されている関係で数に変動が生じるということとなっております。回答としては、以上でございます。

（会 長）

よろしいでしょうか。

その他ご意見ご質問ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

特にご意見無いようでございますので、事務局からの提案のとおりご承認いただいたものとさせていただきます。

冒頭の案を取って決定をさせていただきます。

(2) その他

(会 長)

次に、「その他」として、事務局の方で何かございますでしょうか。

(室 長)

当審議会委員の任期についてでございます。

委員の先生方におかれましては、大変ご多忙な中、第53期三重地方最低賃金審議会委員としてご審議頂きまして、誠にありがとうございました。

第53期委員の任期は、令和5年4月1日から2年間ということでございまして、令和7年3月31日までの任期となっております。

次期第54期の労使代表委員の推薦公示につきましては、「本日2月14日公示し、約3週間後の3月7日（金）を締切り」で進めたいというように考えております。

また、公益代表委員の先生方におかれましては、事務局から連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(会 長)

その他委員の方からご発言ございませんでしょうか。

特に無いようでございます。

本日予定をしておりました議事は以上でございます。

先程、事務局からご案内がありましたように、また、冒頭局長のご挨拶にもありましたように我々の任期がこの3月までとなっております。我々53期委員につきましては、今年度で一旦終了という形になります。この2年間振り返ってみますと、県最賃が40円、50円という今までにない大きな引上げの2年間となりました。労使のそれぞれのお立場からなかなか満足のいくものでなかったかも知れませんが、何とか2年間無事に決定をしていただいた事に対して改めて委員の皆様へ感謝申し上げたいと思います。

次の54期委員につきましては、先程ご案内ありましたようにこれから公示を受けて、推薦をいただくことになるようですけれども、どの方が委員になれるかわかりませんが、もし、引続き54期もご就任していただく委員の方がございましたら、冒頭でもお話させていただきましたが、非常に厳しい年度になるかと思っております。引き続きご理解ご協力を賜りまして、最低賃金の審議に円滑なご協力をいただきますようお願いしたいと思います。改めて、この2年間53期委員をお務めいただきましたことにお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

以上をもちまして令和6年度第7回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきます。

きます。

本日はありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以上